

令和6年度

個人設置浄化槽補助制度のご案内

京丹後市では、海や川など公共水域の水質保全、トイレの水洗化による生活環境の向上などを図るため、浄化槽を設置されるかたに補助金を交付します。

令和6年度に浄化槽補助金を申請されるかたは、工事着手までに下記までお問い合わせください。

<浄化槽とは>

し尿とあわせて台所やお風呂などから出る生活雑排水をまとめて処理するもので、次のような特徴があります。

- ◆処理能力は、下水道の終末処理施設と変わりありません。
- ◆住宅用の場合、1～2週間程度の短期間で設置できます。
- ◆乗用車1台分程の面積があれば、設置できます。

<補助対象区域>

- ◆集合処理区域および公共浄化槽区域を除く区域
- ◆当面個別処理となる区域（網野町下岡の一部、小浜の一部）
※上記区域内であっても、補助対象とならない場合があります。
※具体的な区域、条件等につきましては、下記までお問い合わせください。

<補助対象者>

居住する建物に浄化槽を設置するかた。（居住見込みの場合を含む。）

<補助対象要件>

- ◆年度内に浄化槽工事を完了し、浄化槽維持管理契約を締結のうえ検査を受けること。
- ◆事業完了までに住所を異動し、居住すること。
- ◆市税等の滞納がないこと。

<補助金額>

対象建物		人槽区分	補助金額
専用住宅 併用住宅	延べ床面積 170 m ² 以下	5人槽	390,000円
	延べ床面積 170 m ² を超えるもの	7人槽	474,000円
	2世帯住宅等	10人槽	660,000円

※併用住宅とは店舗等の床面積が総床面積の1/2未満である住宅のことをいいます。

<お問い合わせ先>

京丹後市 上下水道部 経営企画整備課
お客様サービス係
TEL 0772-69-0550